

○川口市地球温暖化対策基金条例

平成22年3月9日

条例第1号

改正 平成27年12月21日条例第68号

(題名改称)

(設置)

第1条 本市における地球温暖化対策（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第2項に規定する地球温暖化対策をいう。以下同じ。）に係る事業の実施に要する経費の財源に充てるため、川口市地球温暖化対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(平成27条例68・一部改正)

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 次号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額
- (2) 基金への積立てを指定された寄附金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、地球温暖化対策に係る事業の実施に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(平成27条例68・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月21日条例第68号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。